

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第470号)

平成18年10月6日

横情審答申第470号

平成18年10月6日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成18年5月30日教教人第259号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「教育職員に係る懲戒処分件数等について（平成16年度）（平成17年度教教人
第317号）のうち様式2」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会教育長が、「教育職員に係る懲戒処分件数等について（平成16年度）（平成17年度教教人第317号）のうち様式2」を一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「教育職員に係る懲戒処分件数等について（平成16年度）（平成17年度教教人第317号）のうち様式2」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が平成17年11月8日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 横浜市教育委員会の一部開示理由説明要旨

横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）から提出された一部開示理由説明書によると、本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書には、地方公務員法に基づく懲戒処分に該当する処分の処分日、処分の対象となった教職員の性別、年齢、学校種、担当教科、前歴の有無、わいせつ行為等の状況が記載されており、いずれも処分の対象となった教職員の個人に関する情報に該当する。懲戒処分を受けた教職員に関する情報については、懲戒処分そのものが個人の非違行為を対象に行われるものであることから、本号本文の個人に関する情報に該当し、当該教職員の職務遂行上の情報には当たらないと解されるため、本号ただし書ウには該当しないと考えられる。

なお、教職員の懲戒処分に関する情報については、「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準」（平成15年10月14日教育委員会議決。以下「公表基準」という。）により、原則として一定の範囲の情報を公表しているところであるが、非開示とした部分に係る事案は、公表基準で定めた「公表の例外措置」に係る事案に該当し、公表を行っていないため、本号ただし書アにも該当しない。

- (2) また、当該処分の対象となった教職員が特定されることにより、被害者が識別されるおそれがあり、わいせつ行為等の状況についても、開示されることによって被

害者が識別されるおそれのある情報が含まれていることから、非公表案件に係る部分の情報は、非開示とすべきであると考えます。

- (3) なお、懲戒処分の種類、訓告等及び諭旨免職欄に記載された情報については、審査請求人の主張するように、教育委員会事務局教育政策課が主管し開示した、文部科学省への懲戒処分等の件数の報告様式により明らかになっている内容であり、開示することが妥当であるため、審査請求を認容する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示部分が条例第7条第2項第2号に該当するとされる理由説明が不明である。「調査統計」表がなぜ条例第7条第2項第2号に該当するのか。開示された他の同様の部分が条例第7条第2項第2号に該当しない理由は何か。その根拠規定の判断は違法・不当である。
- (3) 平成17年10月5日付請求し、教教人第200069号の10月19日付一部開示決定処分を受け開示された「教職員に係る調査について（平成17年度教政第200027号）」の総括表3懲戒処分等（様式7～13関係）で「わいせつ行為等に係るもの（様式10）」で記入された事項と照合しても、非開示部分の決定処分は不可解である。過去、この所管課でこのような開示処分を受けたことがない。他の自治体でも同様である。
- (4) 文部科学省へ問い合わせたところ「教育委員会月報12月号」で例年通り詳細は懲戒処分等の状況一覧で掲載されるとのこと。スミを塗って「教育委員会月報」には掲載されない性質を持った文書なのである。
- (5) 今春からこの所管課及び担当者と接してきたが、情報公開制度の意義や考え方について何度もレクチャーしなくてはならない程の無知・無理解に驚くばかりである。市民の貴重な時間と費用を何と心得ているのだろうか。教育行政への不信は募るばかりである。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成17年6月8日に文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長より教育職員に係る懲戒処分件数等の状況についての調査依頼を受けた実施機関が、調査結果を取りまとめて回答した文書である。当該調査の結果について

は、文部科学省において記者発表が行われ、ホームページに掲載されているほか、文部科学省が発行し、一般に有償で頒布している教育委員会月報に掲載されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書において非開示とした情報は本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示としたと主張しているため、平成18年8月18日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 教職員に対し、懲戒処分を行った場合、公表基準により、原則として処分日に記者発表を行っている。しかし、わいせつ事案等であって、公表することにより被害者が特定される可能性が高く、プライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合で、被害者又はその保護者がその事案の公表を望まない場合は、処分日時点での公表は行わないと実施機関において判断することがある。

(イ) 教職員の非違行為に対する厳しい処分は当然であるが、教育現場においては、被害者の人権を守るなど何より健全育成が大事であるため、公表するに当たっては、本人及び保護者の意向を汲んで判断すべきであると考えている。

(ウ) 本件において非開示とした部分に係る事案については、実施機関においていずれも公表の例外措置事案として決定したものである。事件の内容や処分日を公表すると、被害者が特定されるおそれがあると判断したものである。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

当審査会が、本件申立文書に係る調査について確認したところ、当該調査は、教育職員のわいせつ行為等に係る事案の状況及び懲戒処分等の状況を調査し、一般に公表することにより、任命権者である教育委員会が、教職員の服務規律の一層の確保を図る際の参考に資することを目的として行われているものであると認められる。各都道府県及び指定都市は、文部科学省からの報告依頼を受けると、

前年度についての調査結果を記載した報告書を提出するが、報告書は、事案ごとに処分日が記載されるほか、被処分者、被害者、事案の状況等に係る情報については、文部科学省からの調査依頼に記載された様式上の留意事項に基づいて、それぞれの項目に係る回答内容が、数字や片仮名などの記号に置き換えられて記載されるものであり、被処分者の氏名、所属学校名などが直接記載されるものではない。また、文部科学省からの調査依頼の文書に個人識別情報の収集及び利用に関し、当該情報を保護するために特別な取扱いを行うなどの記載は見受けられないことから、当該調査において、文部科学省が、各都道府県及び指定都市に対し、個人を識別することができる情報を提供することを求めたものとは到底考えられない。

以上のことから、報告書は、個人識別情報が記載されるものとは認められず、本件申立文書においても、被害者のほか個人を識別することができる情報が記載されているものとは認められないため、本件申立文書において非開示とした情報は、開示することが妥当である。

(3) 結論

以上のとおり、教育長が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するため一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禎子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年 5 月 30 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年 6 月 2 日 (第23回第三部会) 平成18年 6 月 8 日 (第86回第一部会) 平成18年 6 月 14 日 (第85回第二部会)	・ 諮問の報告
平成18年 6 月 16 日 (第24回第三部会)	・ 審議
平成18年 7 月 21 日 (第26回第三部会)	・ 審議
平成18年 8 月 4 日 (第27回第三部会)	・ 審議
平成18年 8 月 18 日 (第28回第三部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成18年 9 月 1 日 (第29回第三部会)	・ 審議
平成18年 9 月 15 日 (第30回第三部会)	・ 審議